令和８年（フ）第１６２１号
福岡県春日市千歳町１丁目98番地　アーバンハイツ春日１号棟305号
破産者　宮野　浩一
1　破産債権の届出期間　令和８年12月15日まで
2　一般調査期日　令和９年１月15日午前11時45分
令和８年10月27日
福岡地方裁判所第４民事部

破産債権の届出期間及び一般調査期間

令和４年（フ）第３２８号
福岡市中央区笹丘３丁目20番８－302号　ロイヤルヒルズ笹丘、開始決定時の住所福岡市博多区博多駅南１丁目15番６－404号　アーバンスクエア博多駅
破産者　齋藤　仁
1　破産債権の届出期間　令和８年11月30日まで
2　一般調査期間　令和８年12月16日から令和８年12月23日まで
令和８年10月29日
福岡地方裁判所第４民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

令和８年（フ）第２３４号
宮崎県東諸県郡国富町大字本庄5968番地３　ＮＥＩＧＨＢＯＲＳⅡ301号室
破産者　木下　涼香
異議申述期間　令和８年12月14日まで
令和８年11月２日　宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第３０４号
宮崎市田野町甲6230番地４
破産者　小川　尚吾
異議申述期間　令和８年12月14日まで
令和８年11月２日　宮崎地方裁判所破産係

特別清算開始

令和８年（ヒ）第２号
石川県輪島市門前町門前１９７４番邸
清算株式会社　株式会社澤田酒造店
代表清算人　澤田　禮
1　決定年月日　令和８年１０月２２日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
金沢地方裁判所輪島支部

令和８年（ヒ）第５０２号
福島県石川郡平田村大字上蓬田字薬師前９６番地３
清算株式会社　ＳＫ株式会社
代表清算人　野　崎　進
1　決定年月日　令和８年１０月２７日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
福島地方裁判所郡山支部

特別清算終結

令和８年（ヒ）第５号
愛知県西尾市下町築山５６番地７
清算株式会社　大恵工業株式会社
1　決定年月日　令和８年１０月２７日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
名古屋地方裁判所岡崎支部

特別清算協定認可

令和８年（ヒ）第２０２３号
東京都中央区銀座２丁目10番６号銀座ＣＰＣビル
清算株式会社　中越エコプロダクツ株式会社
代表清算人　佐野　欽一
1　決定年月日　令和８年10月26日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　清算株式会社は、別紙記載の協定債権者に対し、換価代金から清算業務遂行に要する諸費用などの共益的債権、国税徴収法又はその例により徴収することができる債権、裁判所から支払の許可を受けた債権及びその他必要な費用を控除した残額を、各協定債権額のうちの元金額（但し、協定債権者中越パルプ工業株式会社については、別紙記載の基準額とする。）に応じて按分した金員（１円未満は切捨て）を、本協定認可決定確定日の属する月の末日から１か月以内に弁済する。
2　前項の弁済は、協定債権者の指定する金融機関の口座に振込送金する方法で支払う。但し、振込手数料は、清算株式会社の負担とする。
3　協定債権者は、第１項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を全部免除する。
4　第１項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を、各協定債権額のうちの元金額（但し、協定債権者中越パルプ工業株式会社については、別紙記載の基準額とする。）に応じて按分して弁済する。但し、按分弁済の結果生じる１円未満の端数は切捨てる。この場合においては、各協定債権者が第３項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度において効力を失うものとする。
5　特別清算開始決定日以降、協定債権の全部又は一部について債権の移転があった場合においても、変更前の協定債権者とその有する各協定債権の額を基準に本協定の条項を適用するものとする。
以上
（別紙省略）
東京地方裁判所民事第２０部

令和８年（ヒ）第６号
福岡県うきは市浮羽町西隈上１番地２
清算株式会社　株式会社高木商店
代表清算人　高木泰三郎
1　決定年月日　令和８年10月27日
2　主文　次の協定を認可する。
協　定
1　定義
本協定において、下記(1)ないし(6)の各債権者を協定債権者とする。
記
(1) 株式会社福岡銀行　議決権額（債権元本額）476万2045円
(2) 株式会社日本政策金融公庫　議決権額（債権元本額）8510万4844円
(3) 日本酒造組合中央会　議決権額（債権元本額）1184万0354円
(4) 福岡県信用農業協同組合連合会　議決権額（債権元本額）2622万2974円
(5) ＮＴＳ－ＭＧ債権回収株式会社　議決権額（債権元本額）338万5385円
(6) 福岡県信用保証協会　議決権額（債権元本額）１億7424万1335円
2　協定債権の免除
各協定債権者は、清算株式会社に対し、本協定の認可の決定が確定した日に、各協定債権（特別清算開始決定の前後を問わず、一切の利息債権・遅延損害金請求権等付随する債権を含む。）の全額につき、その債務を免除する。
3　新たな財産が発見された場合の取扱い
第２項記載の協定債権の免除後、清算株式会社に新たな財産が発見された場合であって、当該財産が換価可能であり、かつ、換価により弁済原資が発生すると認められるときには、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権者の元本債権額の割合に応じて弁済する。この場合、第２項に基づく債務免除の効力は、当該弁済額の範囲で遡って失われるものとする。
以上
福岡地方裁判所久留米支部

監 督 命 令

令和８年（再）第５号
福岡市東区箱崎５丁目１１番２－５１２号　のむら貝塚ガーデンシティ弐番館
再生債務者　高野　昇
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　福岡市中央区大名１丁目５番４号　福岡エースビル３０２号　赤木法律事務所　弁護士　赤木　孝旨
令和8年10月23日
福岡地方裁判所第４民事部

小規模個人再生による再生手続開始

令和８年（再イ）第２３０号
札幌市東区東雁来８条１丁目６番26－101号
再生債務者　村山　香織
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　令和８年11月20日まで
4　一般異議申述期間　令和８年12月４日から令和８年12月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部